

**第 6 期西東京市障害福祉計画・
第 2 期西東京市障害児福祉計画**

～計画骨子～

**令和 2 年 8 月
西 東 京 市**

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

- 障害福祉計画・障害児福祉計画の法的根拠に関すること
- 根拠法や関連法の変遷等の制度改革に関すること
- 西東京市障害者基本計画との関係性・役割に関すること

2 計画期間

- 令和3年度～令和5年度に関する計画であること

3 計画の対象

追加事項

- 障害者手帳所持者および自立支援医療制度（精神医療）の利用者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者、医療的ケアの必要な人、アルコールやギャンブル等の依存症患者、身体的・精神的なことで悩みや不安を抱えている人、それらの助けが必要な人を取りまくあらゆる人に対する計画であること【国指針（2）①】

4 計画の策定プロセス

追加事項

- 市民アンケートや団体・事業所ヒアリング、パブコメなどの住民や関係者の意見を踏まえた計画であること
- 地域自立支援協議会策定部会における検討を踏まえた計画であること

第2章 西東京市の障害者をめぐる状況

1 人口・手帳所持者等の推移



統計データを記載

2 児童・生徒および教育機関の推移



特別支援学級・特別支援学校等の学級数・児童数を記載

3 市内の障害福祉関連施設の推移

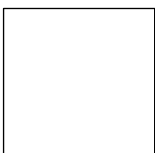


市内の福祉施設に関して、3年前からの増減数を記載
※個別の事業所名は記載しない

4 市民アンケート・関係者ヒアリングの結果



アンケート・ヒアリング結果に関する抜粋内容を記載する



第3章 計画の基本方針

1 過去3年間の成果と課題

追加事項

- 5期計画の基本方針別の取組評価に関すること

※重点推進項目検討シートから記載予定

- 国の成果指標に対する達成状況に関すること

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	達成率
施設入所者の地域生活への移行数 ※H28 末時点の9%以上	13人	(R2末)	★★★★★
施設入所者数の削減数 ※H28 末時点の2%以上	3人減	人減 (R2末)	★★★★★

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置		★★★★★
在院期間1年以上の長期在院者の減少 ※H29 入院患者数からの削減	45人減	人減 (R2末)	★★★★★

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績	達成率
地域生活支援拠点等の整備	整備		★★★★★

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	実績	達成率
福祉施設利用者の一般就労への移行数 ※H28 の移行実績の1.5倍	40人	人 (R2末)	★★★★★
就労移行支援事業の利用者の増加 ※H28 の利用者の1.2倍	46人	人 (R2末)	★★★★★
就労移行支援事業所に占める、就労移行率3割以上の事業所割合	50%	%	★★★★★
就労定着支援利用者の1年後の定着率	80%	%	★★★★★

SP

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	目標	実績	達成率
児童発達支援センターの設置	設置		★★★★★
保育所等訪問支援の実施体制の整備			★★★★★
重症心身障害児を受け入れ可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置		★★★★★
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置		★★★★★



2 今後3年間の重点推進項目

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

●児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携

- ・児童発達支援センターを中心とした障害のある児童や発達に不安を抱える保護者を支えるための関係機関の連携強化を行います。【国指針（4）①】
- ・新たな児童発達支援事業所とも連携を図り、地域における療育環境を整えます。

●重症心身障害児・医療的ケア児等への支援の充実

- ・市内の重症心身障害児や医療的ケア児の実態や支援体制の把握を行い、地域課題の分析を行います。【国指針（4）⑥】
- ・医療的ケア児支援に係るコーディネイト機能を充実させ、子どもの成長に伴う切れ目のない支援体制の構築を目指します。【国指針（4）⑧】
- ・重症心身障害児在宅レスパイト事業の実施に向けて、利用ニーズの把握と実施体制の確保を行います。

●利用しやすい施設に向けた連携の強化

- ・事業所連絡会などをはじめとする、既存の事業所間における情報共有や課題解決のための連携体制を強化し、児童・生徒や保護者が利用しやすい施設づくりに向けた質の向上を図ります。【国指針（5）⑦】
- ・市役所内における組織を超えた連携を図り、既存の地域資源を活用した障害児通所支援事業等の実施可能性を検討します。【国指針（4）④】

<目標達成のための指標>

項 目	現状値	目標値
障害児支援のための関係機関の協議の実施回数	なし	●回以上/年
医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数	●人	●人
障害児福祉サービスに対する不満の解消	48.4%	減少

重点推進項目 2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

●日中活動の場の充実

- ・泉小跡地における施設整備により、日中サービス支援型指定共同生活援助体制を構築することで、地域生活を希望する利用者に対する包括的な支援の場を確保します。【国指針(1)①】
- ・日中活動サービスを必要とする人への支援の拡充に向けて、西東京市における障害のある人の地域生活の在り方等を検討し、生活介護や就労継続支援等の新規事業所の確保等を行います。

●地域生活支援拠点を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充

- ・市内の教育・保育施設における相談支援・研修体制を充実させ、障害のある児童・生徒やその保護者、教員等の従事者の不安の解消を図ります。
- ・地域における障害福祉施設や相談支援事業所、市役所、医療機関などが情報共有・連携を行う場を設置し、障害のある人の卒業後の地域生活における課題抽出や対応策の検討を重ね、必要な支援の充実を図ります。

●地域の多様な主体を巻き込んだ障害理解の促進

- ・地域の住民活動団体や、飲食店・商店・交通事業者など、障害者の地域生活に必要な関係機関との連携を強化し、地域における障害理解促進のための情報共有や研修等を実施します。

<目標達成のための指標>

項 目	現状値	目標値
生活介護・就労継続支援 B 型事業の利用者数	検討中	検討中
障害のある人の地域生活に関する関係機関協議の実施回数	なし	●回以上/年
障害福祉サービスに対する不満の解消	13.9%	減少

重点推進項目3 相談支援体制の充実

●相談支援体制の拡充

- ・地域生活支援拠点の整備に伴い、地域における相談支援体制の見直しを図り、市民にとってわかりやすい相談窓口の情報提供を充実します。【国指針（3）①】
- ・発達障害や難病に関する市内の相談支援体制の強化を図り、必要に応じて東京都や医療機関と連携して相談支援の質の向上を行います。【国指針（3）②③】

●特定の困難を抱えている人への情報提供支援

- ・経済的な困窮や、子育てや高齢者家族の介護といったダブルケアの介護者負担など、難しい生活課題を抱えている障害のある人やその家族に対して、市からの情報提供や積極的な訪問相談等を行い、必要な支援につなげるためのアウトリーチを行います。

●市民にとってわかりやすい情報発信

- ・令和2年度に見直した「障害者のしおり」をはじめ、市の障害福祉サービスに関するホームページなどについての見直しを進め、障害の特性や年齢などに関わらず、あらゆる人にとってわかりやすい情報発信を行います。
- ・市の広報など障害福祉課以外で発行する広報物について、障害福祉の中心となる基幹相談支援センターや地域生活支援拠点に関する情報発信を重点的に行うように働きかけます。
- ・障害者のICT活用に向けた教室の開催等を拡充させ、障害のある人が主体的に情報取得を行うための支援を充実します

<目標達成のための指標>

項目	現状値	目標値
大人の発達障害・難病支援に関する市内の窓口設置	なし	設置
相談場所が「ない」人の解消	者：24.7% 児：10.9%	減少
主要な障害福祉施設の認知度（えぼっく）	20.2%	増加

重点推進項目 4 障害のある人の社会参加の推進

●多様な障害に対応できる就労支援体制の構築

- ・発達障害や医療的ケアの必要性など、多様化している障害に対して、就労支援体制の対応力を向上させ、より多くの人々が、希望する就労環境で働くことができるように、事業所の支援体制の強化を図ります。
- ・既存の福祉作業所等の利用者の高齢化に対応するために、職員への研修や施設改修等の支援を検討します。

●市内における障害者の就労機会創出

- ・平成 27 年度から取り組んでいる市内における障害者の臨時職員としての雇用について、引き続き人事採用部門と連携した採用活動の促進を行います。
- ・他の自治体における障害者雇用と活躍の場づくりに関する先進的な取組の調査・研究を行い、西東京市役所における障害者雇用の在り方に関する見直しを進めます。

●多様な社会参加の場づくり

- ・障害者スポーツ支援などの、既存の地域生活支援事業の充実を図るとともに、障害者アートや作品展といった文化・芸術活動の機会創出を図ります。
- ・障害者への理解促進や居場所づくり等に関する市民の主体的な活動の活性化を目指して、市内の関係部署と連携して、活動への支援や協働の取組みが実現する体制を整えます。

<目標達成のための指標>

項 目	現状値	目標値
就労している障害のある人（65 歳未満）	51.4%	増加
市が主催する障害者の文化・芸術イベント	なし	1 回以上/年
居心地のいい場所が「ある」人	者：17.0% 児：28.6%	増加

重点推進項目 5 障害者の高齢化への対応

●障害福祉と介護保険の連携強化

- ・65歳以上の障害のある人に対する支援について、庁内の関係課間での連携・情報共有のさらなる強化を図り、障害のある人やその家族が希望する生活を実現するための体制を構築します。
- ・市内の介護福祉施設に対する障害福祉に関する研修や、介護保険への移行に伴う引継ぎの内容を充実させ、障害のある人の一人ひとりに合った支援の在り方を、西東京市内で受け続けることができる環境を整備します。

<目標達成のための指標>

項 目	現状値	目標値
ケアマネジャーと相談支援専門員の合同研修	●回/年	●回/年

3 国の基本指針に基づく指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	基準値	目標値
施設入所者の地域生活への移行数 ※R1 末時点の6%以上	人	(R5 末)
施設入所者数の削減数 ※H1 末時点の1.6%以上	人減	人減 (R5 末)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	基準値	目標値
入院後1年以内に退院した精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域生活日数	316 日以上	
精神病床における入院後3か月時点の退院率	69%以上	
精神病床における入院後6か月時点の退院率	86%以上	
精神病床における入院後9か月時点の退院率	92%以上	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項 目	基準値	目標値
地域生活支援拠点施設の整備		1 箇所以上
年1回以上の運用状況のPDCA		1 回以上



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	基準値	目標値
福祉施設利用者の一般就労への移行数 ※R1年度末の移行実績の1.27倍		
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1年度末の移行実績の1.30倍		
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1年度末の移行実績の1.26倍とする		
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1年度末の移行実績の1.23倍とする		
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の内、 7割が就労定着支援事業を利用する		70%以上
就労定着支援事業所の内、就労定着率が8割以上の事業所を 全体の7割以上とする		70%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	基準値	目標値
児童発達支援センターを1箇所以上設置		1箇所以上
児童発達支援センター等における保育所等訪問支援の実施体制の整備		実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービスの事業所を1箇所ずつ以上		児発：1 放デイ：1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		配置

(6) 相談支援体制の充実・強化など

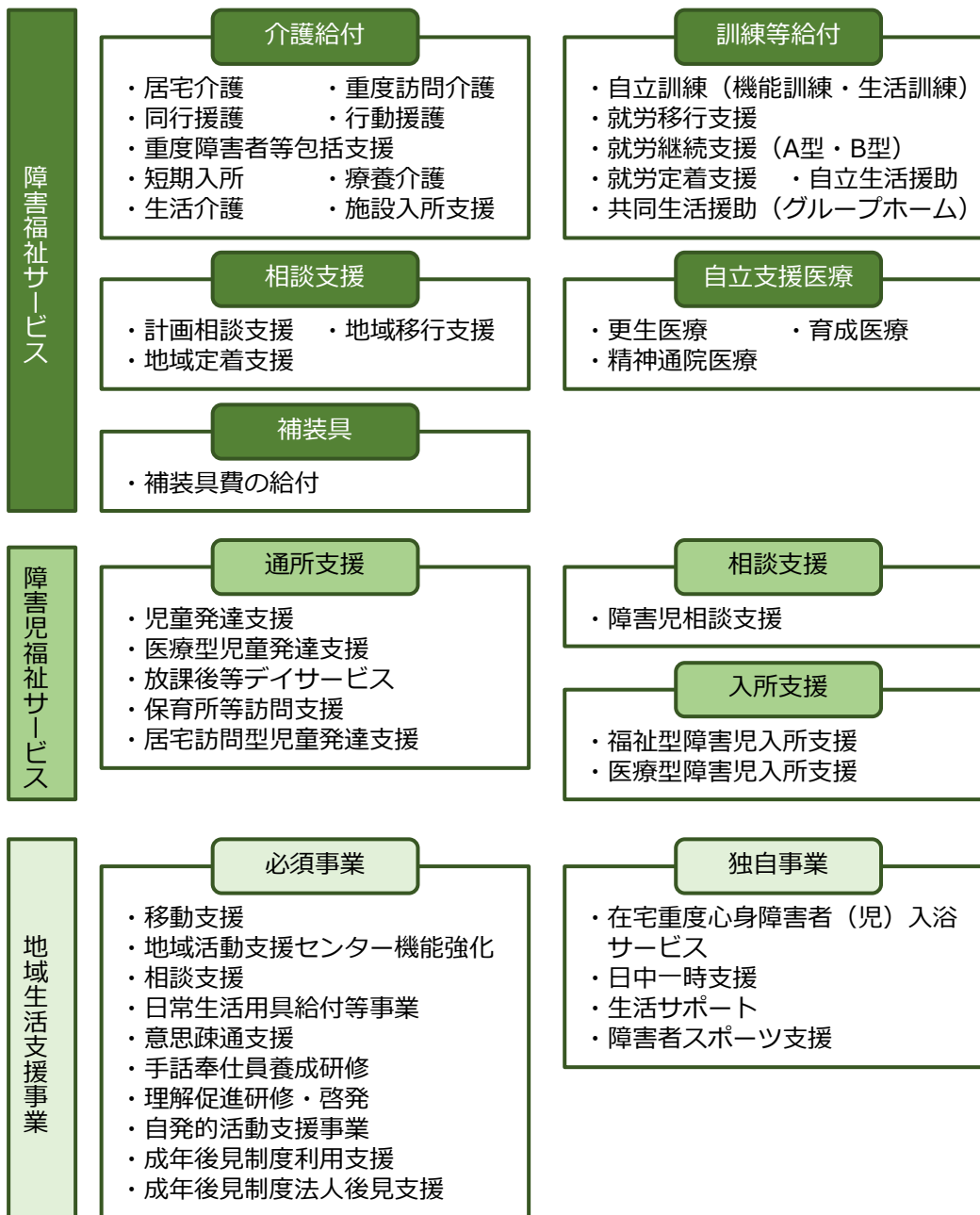
項 目	基準値	目標値
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保		

(7) 障害福祉サービスの質の向上

項 目	基準値	目標値
サービスの質の向上に向けた体制構築		

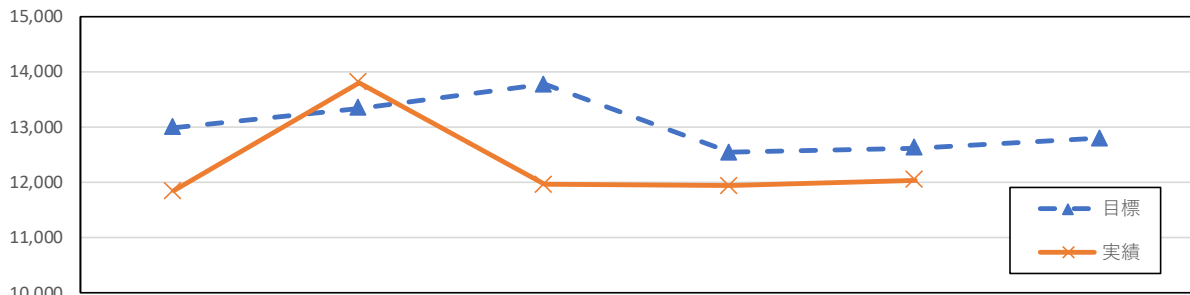
SP

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保策



1 介護給付

(1) 訪問系サービス



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	12,997	13,339	13,767	12,540	12,624	12,792			
実績	11,846	13,802	11,961	11,931	12,035				

① サービスの利用実績

<実績から見る傾向>

② 今後の利用見込みと確保方策

<見込み>

<確保の方策>